

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月18日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
中和田南小学校2・3階廊下北側内壁漏水修繕委託
- 2 履行(納品)場所
中和田南小学校(横浜市泉区和泉町987)
- 3 契約日
令和5年9月11日
- 4 履行日又は履行期間
令和5年12月31日
- 5 契約金額
1,690,040円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
東亜興業株式会社
横浜市西区高島2-12-2 崎陽軒ビルヨコハマジャスト1号館7階
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
台風により2・3階廊下の全域に大量の漏水が見られ、学校運営に多大な支障が生じたため、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から、事案が生じた時点ですみやかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課
教育施設課営繕係